



神奈川県

産業労働局総務室

中小企業のみなさまへ

か ん こ う じ ゅ

官公需を活用して

受注機会の増大に

お役立てください

官公需は

種類が豊富

官公需とは？

国、県、市町村などが、物品を購入したり、各種サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることを「官公需」といいます。

官公需は、種類が豊富で、取引関係も確実であることなどから、中小企業者が官公需を受注することは、その経営基盤の安定にとって、極めて有効な手段となります。

県内中小企業者が官公需の受注機会をより多く確保できるように、県では、様々な取組みを行っております。

官公需を受注するには

県からの発注には、一般競争入札（条件付き一般競争入札を含む。）によるもの、指名競争入札によるもの、随意契約がありますが、県では、公正な方法でよりよい調達を行うために、原則として競争入札による契約を行っています。

1. 一般競争入札（条件付き一般競争入札）による契約

入札の参加に必要な要件を公告によって掲示し、その要件を満たしている旨の確認を受けた申込業者が行った入札に基づき落札者を決定して、契約を結ぶ方法です。

[例] 予定価格が250万円を超える工事
予定価格が250万円を超える物品の購入

2. 指名競争入札による契約

競争入札に参加する資格を有する業者の中から、県が事業実績、事業能力、経営状態などを考慮して、適当と認められる業者を複数選び、入札に基づき落札者を決定し、契約を結ぶ方法です。

[例] 予定価格が30万円以上、250万円以下の物品の購入
（出先機関においては160万円を超え250万円以下の案件）

3. 随意契約

一般競争入札や指名競争入札とは異なり、県が任意に選択した相手方からの見積に基づいて契約を結ぶ方法です。

規則等で一定の条件が定められていますが、比較的少額の物品の購入や工事の請負、また緊急を要する場合や、プロポーザル方式による契約等の競争入札に適さない契約を締結する場合などにこの方法をとることができます。

[例] 予定価格が250万円以下の工事
予定価格が30万円未満の物品の購入（出先機関においては160万円以下の案件）

▶ 競争入札に参加するには、参加資格を取得する必要があります。

官公需の競争入札に参加するためには、まず入札参加資格を取得することが必要です。

参加資格を取得するには、県に競争入札参加資格認定の申請をします。

県ではこれを受理した後に審査を行い、資格があると認められれば、入札参加資格者名簿に登載するとともに、競争入札参加資格認定通知書を発行します。

県の入札参加資格認定は、2年に1回行われ、その有効期間は2年間です。

随時の資格認定も行っています。

入札参加資格の申請は、インターネットにより受け付けます。

詳しいことについては、下記の機関にお問合せください。

県土整備局事業管理部建設業課 045-313-0722 (直通)

会計局調達課 045-210-6721 (直通)

■ 工事関係

県土整備局

事業管理部建設業課

■ 物品・一般委託関係

会計局調達課

▶ 競争入札の具体的な手続は、インターネットにより行っています。

■ 工事関係

県土整備局

事業管理部県土整備経理課

各土木事務所

■ 物品・一般委託関係

会計局調達課

競争入札参加資格者名簿に登載されれば、入札に参加できます。

入札に関する情報提供や、入札参加資格の確認、入札、開札等の手続きは、インターネットにより行っております。

詳しいことについては、下記の機関にお問合せください。

県土整備局事業管理部県土整備経理課、各土木事務所の問合せ先は裏面参照
会計局調達課 045-210-6721 (直通)

※ 個別の入札案件に関するお問合せ（仕様書の内容についてなど）は、各入札執行機関にお願いします。

官公需適格組合制度について

中小企業経営における制約の多くは、経営規模が小さいことに起因するものが少なくありません。

1社では受注できないような高額の案件でも、数社が共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。こうして生まれたのが、事業協同組合等による官公需の共同受注です。

官公需適格組合制度とは、国や自治体等が発注する業務（工事・役務・物品）の受注に意欲的な組合で、財務・体制・運営面で必要な基準を満たし、受注した業務の責任ある履行が可能な組合を中小企業庁が証明する制度です。この制度は、契約された業務の品質の確保と地域を支える中小企業に活力を与えることを目的としています。

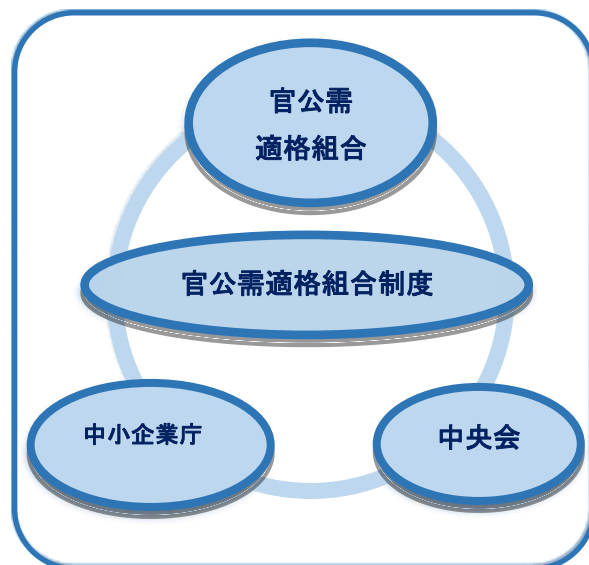
国等の発注機関は、中小企業者の方々の積極的な取組を支援するため、官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図る取組を行っています。

令和6年6月30日現在、神奈川県内には官公需適格組合が65組合あり、共同受注事業など活発に活動しております。

なお、従来、1組合が取得できる官公需適格組合の証明区分は、「物品納入等」か「工事」のいずれかに限定されていましたが、平成29年6月1日から、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分の取得が可能になりました。

官公需適格組合の詳しい内容については、神奈川県中小企業団体中央会までお問合せください。

神奈川県中小企業団体中央会 情報調査部 045-633-5134 (直通)



官公需に関する 相談については

次の機関に官公需相談担当者を設置しております。

官公需についてご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

(電話番号はすべて代表番号です。)

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
政策局総務室	045-210-1111	県西土木事務所小田原土木センター	0465-34-4141
総務局総務室	〃	横浜川崎治水事務所	045-411-2500
くらし安全防災局総務室	〃	横浜川崎治水事務所川崎治水センター	044-932-7211
文化スポーツ観光局総務室	〃	流域下水道整備事務所	0467-87-9110
環境農政局総務室	〃	住宅営繕事務所	045-311-8080
東部漁港事務所	046-882-1233	会計局会計課	045-210-1111
西部漁港事務所	0465-23-8521	横須賀三浦地域県政総合センター	046-823-0210
横浜川崎地区農政事務所	045-934-2371	県央地域県政総合センター	046-224-1111
福祉子どもみらい局総務室	045-210-1111	湘南地域県政総合センター	0463-22-2711
健康医療局総務室	〃	県西地域県政総合センター	0465-32-8000
産業労働局総務室	〃	企業庁企業局財務部財務課	045-210-1111
計量検定所	045-714-3104	企業庁相模原水道営業所	042-755-1132
かながわ労働センター	045-633-6110	〃 相模原南水道営業所	042-745-1111
かながわ労働センター川崎支所	044-833-3141	〃 津久井水道営業所	042-784-4822
かながわ労働センター県央支所	046-296-7311	〃 鎌倉水道営業所	0467-22-6200
かながわ労働センター湘南支所	0463-22-2711	〃 藤沢水道営業所	0466-27-1211
障害者雇用促進センター	045-633-6110	〃 茅ヶ崎水道営業所	0467-52-6151
産業技術短期大学校	045-363-1231	〃 平塚水道営業所	0463-73-6122
東部総合職業技術校	045-504-2800	〃 厚木水道営業所	046-224-1111
東部総合職業技術校二俣川支所	045-363-1231	〃 海老名水道営業所	046-234-4111
西部総合職業技術校	0463-80-3001	〃 大和水道営業所	046-261-3256
神奈川障害者職業能力開発校	042-744-1243	〃 寒川浄水場	0467-75-1056
県土整備局事業管理部県土整備経理課	045-210-1111	〃 谷ヶ原浄水場	042-782-2626
横須賀土木事務所	046-853-8800	〃 相模川水系ダム管理事務所	042-782-2831
平塚土木事務所	0463-22-2711	〃 酒匂川水系ダム管理事務所	0465-78-3711
藤沢土木事務所	0466-26-2111	〃 相模川発電管理事務所	042-782-0821
厚木土木事務所	046-223-1711	教育委員会教育局行政部財務課	045-210-1111
厚木土木事務所東部センター	0467-79-2800	警察本部総務部会計課	045-211-1212
厚木土木事務所津久井治水センター	042-784-1111	警察本部総務部施設課	〃
県西土木事務所	0465-83-5111		



神奈川県

産業労働局総務室経理グループ（内線5532～4、4175）

横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話（045）210-1111（代表）

令和6年7月作成